

カリフォルニア州立大学バークレー校（学生学習指導センター） およびテキサス大学オースティン校（教育開発評価機構）視察報告書

浜田 良樹（東北大学大学院情報科学研究科 講師）

調査・場所
カリフォルニア州立大学バークレー校 Students Learning Center（学生学習指導センター） テキサス大学オースティン校 Division of Instructional Innovation and Assessment（教育開発評価機構）
日程
2009年3月3日～2009年3月10日
参加者
講師 浜田 良樹
目的
<p>IT リテラシーは国境が意味を持たない普遍的なものであるはずである。法律の分野ではハーモナイゼーションと呼ばれ、知的財産権や個人情報の取扱などにおいて各国が類似した法制を作っている。それを学ぶ機会は、学生や企業の職員には何らかの形で存在しているはずである。</p> <p>IT 先進国であるアメリカにおいて、日本でいうところの IT リテラシー教育はどのように行われているのかを解明したい。すべてを回ることは不可能だが、今回は2か所を選択する。</p> <p>いずれも、全学の学生指導を司り、あるいは、教育情報システムを所掌している。春学期が続いている時期なので、彼らに紹介を受ければ、IT リテラシー教育の現場を見ることも可能と思われる。このような調査、不可能であればその可能性を探る。</p>
概要および成果
<p>1. 日程</p> <p>3月4日（木）仙台発・成田経由バークレー着・同泊</p> <p>3月5日（金）カリフォルニア大学バークレー校 Students Learning Center (SLC, 学生学習指導センター) 訪問調査・バークレー泊（2泊）</p> <p>3月7日（日）テキサス州オースティン着・同泊</p> <p>3月8日（月）テキサス大学オースティン校 Division of Instructional Innovation and Assessment (DIIA, 教育開発評価機構) 訪問調査・オースティン泊</p> <p>3月9日（火）オースティン発・機中泊</p> <p>3月10日（水）成田経由仙台着</p>

2. カリフォルニア大学バークレー校

3月5日(金) 11:00-12:00 面会担当者: SLCセンター長 カーラ・スタンレー氏

校内はレジデンスを含め、非常に高速な無線・有線 LAN が完備され、学部学生・大学院学生ともすべての学生に対し ID を発給している。ありとあらゆる連絡は大量に受発信される E メールで届き、それを読んでいないと仕事にならないので、ほとんどの学生はそれを用いてインターネットに接続している。わざわざ回線料金を払って別途接続するインセンティブがない。なお、携帯電話を用いたインターネット掲示板等のサービスは、あまりポピュラーではない(iPhone, Blackberry 等のスマートフォンでは、一般のパソコン用の画面を閲覧する。それ以外の端末では、一般にネット接続は限定的で使いにくい)。

LAN の使用にあたってはフィルタリング等特段の規制はないようである。一部の部局では研究目的で用いているため。しかし、使用を開始する際のその際の本人確認は厳格である。詳細は、The Office of Planning & Analysis(OPA)という、校長に直接所属する組織があり、キャンパスの情報ネットワークの整備、セキュリティポリシーなどを企画する部署がこの問題にコミットする場合がある。

SLC としては、あらかじめこのような問題が起きることを想定して教育を実施しているということはない。もし、インターネットの不正利用が起きた場合、それが加害者としての立場であれば学部以上のレベルで処理される。しかし、被害者となった場合の相談は SLC でも受ける。しかし、その後自分で処理せず所属部局等に回している。その場合誰に案件を引き継ぐかについては、一様の形態はない。入ってくる人間が多様であり、彼らが IT リテラシー教育のようなものを高校時代に受けているということは断言できず、また巨大な大学ゆえに、全学的な基準を設けて一律に It リテラシー教育を行った場合、それが有益であるとも、無益であるとも断定しがたい。

今後わかったことがあれば、引き続きフォローをしていただけることを約束した。

3. テキサス大学オースティン校

3月8日(月) 14:00-15:30 面会担当者: DIIA 教育評価部部长 カロン・G・ルイス氏

校内には非常に便利な無線 LAN が張り巡らされ、すべての学生が大学の ID を持ち、それを用いてコンピュータネットワークに接続する。実際の ID 発給に先立ちオリエンテーションを行い、8月中にすべての学生が受講することになっている。そのディテールについては不明である。また、学生へのサポートは技術的な支援、レポート作成、プレゼンテーション支援などについて、コンピュータに関するサポートセンターが窓口を開いており、いつでも相談が可能。この中には、被害への対処方法なども含まれるようだが、末端の仕事は学生 TA がピア・ツー・ピアで教えるようであり、公式に把握されているわけではない。フィルタリング等の規制は行っていない。今回の私の話は、システム関係の部署で検討するセキュリティポリシーに依拠しており、そのような技術の話が多かった。

加害者になった場合の処分について、被害者になった場合のケアについて決まった対処方針がないということも UC バークレーのケースと同様である。「IT リテラシー教育」というふうにまとめて、全学的に学生を指導するという発想は最初からないようである。

今後わかったことがあれば、引き続きフォローをしていただけることを約束した。

4. まとめ

たった2校の事例を用いて全米のことを論じるのは早計であるが、ある程度の感じがつかめないと、本プログラムの先進性をどのような方向でアピールすべきかが見えない。これ以外に見聞きした部分も含めて推論する。

アメリカの大きな大学には、学生相談、キャリアカウンセリング、FDなど実に多くの専門職種が存在しているが、「情報倫理教育」というくくりの専門職は、存在したとしてもあまり有名ではない。音楽の違法ダウンロード、掲示板での嫌がらせ、ID不正利用など問題がないことはないけれども、そのような小さなマイナス面よりも、ITを使いこなすことの方が、学生にとっても大学にとってもはるかに重要な課題として認識されているのではないか。

両校とも、マイナス面を阻止するための技術的なブロックも存在しない。それなりに厳格な手続きを経て、思い切り自由に使う。問題を起こせば規則に基づいて処分するというのは、問題を理論的に整理し、あらかじめ場合分けしてマニュアルを作るといった対応を行っていないということの裏返しでもある。

教職に携わる者を前提とした本プログラムであるが、もう少し一般的な意味で、このような取り組みは先進的で、取り組み実績を世界的に紹介することも不可能ではないように思われる。

以上